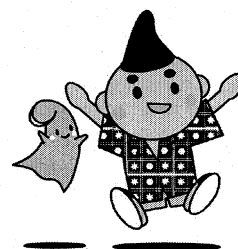


茅ヶ崎市立小・中学校における

防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン



令和元年 6月
茅ヶ崎市教育委員会

1 目的

このガイドラインは、茅ヶ崎市立小・中学校（以下、「小・中学校」という。）に茅ヶ崎市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）が設置する防犯カメラについて、運用等に関して必要な事項を定めることにより、防犯カメラの有用性と個人のプライバシー保護等との調和を図りつつ、犯罪を抑止し、児童・生徒にとって安心・安全な学習環境を実現することを目的に策定しています。

2 対象となる防犯カメラ及び撮影範囲

(1) 対象となる防犯カメラ

このガイドラインの対象となる防犯カメラは、小・中学校が管理する敷地内及び施設内に設置されたカメラ装置、録画装置及びモニター装置（これらを接続するために必要な機器及びケーブルを含む。）をいいます。

(2) 撮影範囲

防犯カメラによる撮影範囲は、設置目的を達成するために必要な範囲とします。

3 管理責任者の指定等

(1) 管理責任者の指定

防犯カメラの管理・運用を適切に行うため、管理責任者を置くものとし、学校長をもってあてることとします。

(2) 管理責任者の責務

管理責任者の責務は次のとおりとします。

- ① 撮影された画像を適切に保存し、管理すること
- ② 撮影された画像により知り得た情報を漏えいしないこと。また、不当に利用しないこと
- ③ その他撮影された画像の適切な取扱いに努めること

4 防犯カメラの設置及び運用にあたって配慮すべき事項

(1) 設置

防犯カメラの設置場所は、次のとおりとします。

- ① 小・中学校の通用門を撮影するのに適切な場所
- ② 施設内の各昇降口を撮影するのに適切な場所
- ③ その他、各校内において特に必要と思われる場所

(2) 表示

管理責任者は、犯罪の発生を抑止する効果及びプライバシーの保護の観点から、施設利用者等が防犯カメラの設置を認識できるよう、支柱や玄関扉のガラス面など見やすい場所に、防犯カメラが作動中であることを表示することとします。

(3) 撮影された画像の適切な管理

管理責任者は、撮影された画像の漏えい、滅失、き損、改ざん等を防止し、適正に管理するため、次の措置を講ずることとします。

- ① 撮影された画像は、管理責任者が認めた者のみ閲覧できるものとする
- ② 撮影された画像は、原則として複写、加工、外部への持ち出しを行わないこと
- ③ 録画装置は、安全に管理できる場所に置くこと
- ④ 撮影された画像の保存期間は、原則として録画装置の内蔵ハードディスクの容量による。ただし、犯罪、事故等の捜査のため特に必要と認める時は、管理責任者の判断により、外部記録媒体を利用して保存期間を延長することができるものとする
- ⑤ 撮影された画像が記録された外部記録媒体を処分する場合は、破碎するなど、画像が読み取れない状態にしたうえで処分すること

(4) 撮影された画像の利用及び提供の制限

管理責任者は、次の事項に掲げる場合を除き、録画記録を目的以外に利用し、または第三者に提供することはできません。

- ① 捜査機関から犯罪捜査を目的として請求を受けた場合
- ② その他、法令に基づく場合
- ③ 個人の生命、身体及び財産の安全の確保、その他公共の利益のために必要と認められる場合

(5) 秘密の保持

管理責任者は、防犯カメラの管理及び運用を通じて知り得た情報を漏えいし、または不当な目的のために使用することはできません。また、その職でなくなった後においても同様とします。

(6) 防犯カメラ操作及び使用状況等の報告

管理責任者は、事案の発生に伴い撮影された画像を確認した場合、利用した場合及び外部提供した場合は、別紙様式により速やかに教育委員会へ報告するものとします。

(7) 防犯カメラ作動確認

管理責任者は、録画装置及びモニターにて、防犯カメラが正常に作動していることを日常的に確認するものとします。

(8) 苦情処理

管理責任者及び教育委員会は、苦情または問い合わせに対して誠実かつ迅速に対応するものとします。

(9) その他

撮影された画像に関する取扱いは、このガイドラインのほか、茅ヶ崎市個人情報保護条例(平成8年条例第10号)の規定に基づき、適正に取り扱うものとします。

様式（４項（６）関係）

年 月 日

（宛先）

茅ヶ崎市教育委員会

管理責任者

学校長

防犯カメラ操作及び使用状況等に関する報告書

茅ヶ崎市立小・中学校における防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン
４項（６）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

1. 報告の区分 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 事案の発生に伴い映像（録画含む）を確認した場合に係る報告 <input type="checkbox"/> 同ガイドライン４項（４）に基づき、映像（録画含む）を利用した場合に係る報告 <input type="checkbox"/> 同ガイドライン４項（４）に基づき、録画映像を外部提供した場合に係る報告
2. 事案発生日時	年 月 日 時 分頃
3. 事案の 具体的内容	
4. 外部提出日	年 月 日

※「４．外部提出日」については、「同ガイドライン４項（４）に基づき、録画映像を外部提供した場合に係る報告」のときのみ記入してください。